

第2回 綾瀬市緑の基本計画策定委員会

議事録(案)

■開催日時：令和元年11月18日(月) 9:30～11:30

■開催場所：綾瀬市役所 窓口棟 309 会議室

■出席者

・委員：10名

藤原 一繪 委員

北村 均 委員

矢板 千英子 委員

笠間 順 委員

渡辺 英一 委員

鈴木 定公 委員

中村 裕子 委員

林 公 委員

鈴木 牧子 委員

宮崎 麻衣 委員

・事務局：綾瀬市 みどり公園課 5名

白石課長、小池総括副主幹、佐藤副主幹、

籾主任技師、鴨志田主任技師

アジア航測株式会社 3名

深見、藤原、海士部

■欠席者

・委員：2名

大塚 幸男 委員

矢部 彰孝 委員

■傍聴者

なし

■議案

- ・第2回策定委員会開会
- ・第1回策定委員会の振り返り
- ・緑の現況について
- ・中間見直しの課題と対応方針について①
- ・中間見直しの課題と対応方針について②
- ・その他
- ・閉会

■配布資料

- ・次第
- ・席次表
- ・資料1 第1回綾瀬市緑の基本計画策定委員会 主な意見と対応
- ・資料2-1 本市の緑の概況
- ・資料2-2 市民意識調査の結果(追記版)
- ・資料3 中間見直しの課題と対応方針について①(計画内容に係る課題)
- ・資料4 中間見直しの課題と対応方針について②(計画書の課題)
- ・【参考資料】緑地の確保目標水準(施設緑地:都市公園について)

■議事録

・第2回策定委員会開会

【事務局】

定刻になりましたので、第2回綾瀬市緑の基本計画策定委員会を始めさせていただきます。議事進行は藤原会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

・議題1 第1回策定委員会の振り返り

【藤原会長】

議事の進行に当たりましては、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

早速ですが、議題1について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

議題1「第1回策定委員会の振り返り」について、資料1に第1回策定委員会での主な意見とその対応方針等についてまとめております。

第1回策定委員会では、綾瀬市内の緑の現況について説明した上で、緑の基本計画の中間見直しを図っていくと説明させていただきました。

資料1の1ページ目には本市の緑の概況に係る質疑の要旨と、対応方針について記載しております。質問を踏まえた対応については、この後、議題2以降で説明させていただきます。

2ページ目の上段には、市民意識調査の結果に関する質疑を整理しております。この後で、補足資料等を踏まえて説明させていただきます。

2ページ目の下段から3ページ目にかけては、中間見直しの課題に係る質疑を整理しております。時代背景や社会情勢が変わってきており、高齢化が加速している状況の中で、緑の基本計画の見直しを行うに当たっての課題について、委員の皆様からいただいたご意見等を踏まえた対応を整理しております。こちらについては、この後、議題2以降で説明させていただきます、第3回策定委員会でも継続して討議できればと考えております。

4ページ目では、重点計画についての質疑について整理しております。第1回策定委員会では、主に公園再整備として公園の質を上げていくことを目指している旨の説明をいたしました。その内容について、委員の皆様からいただいたご意見と対応を記載しております。重点計画は、公園再整備が主となる記載を想定しておりますが、重点計画については第3回策定委員会で主に議論させていただければと考えております。

5 ページ目では、計画全般に係る質疑について整理しております。こちらについても今後、検討していきます。

簡単ではございますが、第1回策定委員会の振り返りということで、ご意見と対応を資料1に整理しました。よろしくお願いたします。

説明は以上となります。

【藤原会長】

ありがとうございました。ただいま第1回策定委員会の振り返りについてご説明いただきました。それぞれ議題2以降で討議することになりますが、ご質問がありますでしょうか。ある方はご発言お願いたします。

ご質問がないようでしたら、質問を終了いたしまして、次に移らせていただきます。

議題2について、事務局からご説明お願いたします。

・議題2 緑の現況について

【事務局】

議題2「緑の現況について」について、資料2-1と2-2に基づいて説明させていただきます。

資料2-1では本市の緑の概況を整理しております。第1回策定委員会では、緑被率について複数の値を提示しましたが、今回、考え方を改めて整理しました。

まず、資料2-1の1ページ目に記載しているものが、平成29年度に撮影した航空写真でございます。現行計画の4ページにも、本市の緑の概況として平成17年度の航空写真が掲載されております。

緑被率について、現行計画では平成17年に33.7%と記載されております。今回、平成17年の緑被率の根拠である平成17年度都市計画基礎調査の植生現況図に対して、平成29年度に撮影した航空写真を重ねあわせて判読することで、緑被地の消失箇所と緑被地の種別が変化した箇所の把握を行いました。その結果、平成29年度の緑被率は31.3%となりました。本市における緑被率は、平成7年に40.7%、平成17年に33.7%、そして、平成29年に31.3%であり、年々減少している傾向にあります。

今回把握した緑被地の消失箇所と緑被地の種別の変化箇所については、資料1の4ページをご覧ください。赤で着色した区域が平成17年度以降に緑被が消失した箇所です。青で着色した区域が平成17年度以降に緑被地の種別が変化した箇所です。例えば中央地域では、

大規模に区画整理事業が行われた区域で赤い箇所が多くなっています。

なお、参考として資料1の2ページ目をご覧ください。緑被地から樹林地のみを抽出した図面を作成しました。こちらは、平成29年度の航空写真から樹林地の判読を行い、二次林と人工林の2種類に区分したものです。樹林地は生物多様性保全の検討のための基礎的な資料となりますため、今後はこちらの図面も用いて、生物多様性や緑の質の観点の議論を行いたいと考えております。

また、資料1の3ページ目には、緑被地の消失・変化面積の詳細を示しております。平成17年度から平成29年度にかけて、合計でおよそ60ヘクタールほどの緑被地の減少が見られました。

以上を踏まえ、本計画における緑被の現況および緑被率については、今回ご提示した値を採用したいと考えております。

緑の概況に係る説明は以上です。

続いて、市民意識調査結果についても質疑がありましたので、資料2-2に基づいて補足で説明させていただきます。

前回の委員会でのご指摘のうち、No. 5からNo. 7が市民意識調査に関する質疑でした。

その中でも、平成21年度と平成30年度の選択肢が異なる設問があるというご指摘がありました。平成30年度に実施したアンケートでは、平成21年度よりも具体的かつ細分化した回答を得たいと考えたことから、現在では実現可能性が低い選択肢を除くなどの若干内容の変更を行った上で調査を実施しました。資料2-2では、選択肢を変更した箇所に下線を引き、わかりやすいように整理しております。

また、公園の利用状況や公園への不満に関する質疑がございました。特に、近くに公園がないことなど、公園に対する不満について、地区別あるいは年代別に改めて解析した結果を資料2-2の2ページ、3ページに記載しております。2ページ上半分と16ページには、公園に対する満足度と利用頻度について記載しております。公園の利用頻度を年代別に解析した結果、地区公園・近隣公園、街区公園ともに、30歳代・40歳代の利用が多く、50歳代・60歳代の利用が少ないという傾向がみられました。これらは、子育ての世代に該当する30歳代・40歳代の利用が、特に、身近な公園である街区公園で多いことを示していると考えられます。

続いて、2ページの下半分には、地域別によく利用する公園を整理しました。その結果、地域別に利用されている公園が大きく異なるという結果が得られました。例えば、綾北地

域であれば風車公園、寺尾地域であれば光綾公園、綾南地域であれば綾南公園など、地域ごとにその地域の大きな規模の公園の利用頻度が高い傾向がありました。

続いて、3ページでは公園への不満を解析いたしました。市全体では、近くに公園がないことを不満に挙げている方が多かったのですが、年代別に解析したところ、近くに公園がないことに不満を示していた方は、20歳代、60歳代、70歳代で最も多い傾向がありました。一方で30歳代、40歳代では、遊び方や使い方が制限されていることに対して不満を抱いている方が、「その他」の回答を除いて最も多いという傾向が見られました。このように、公園に対する意識や不満についても、年代別に差があるということが明らかとなりました。

最後に、4ページ目に記載したとおり、市内に増えると思う公園についても年代別の整理を行いました。その結果、20歳代、30歳代では、「幼児・未就学児が安全に遊ぶことができる公園」を求める割合が最も高かった一方で、40歳代以降では、「芝生や木陰があり、草花が広がり、安らぎを感じられる公園」を求める声が高く、こちらも年代によって求める公園像が異なるという結果でした。

以上、簡単ではございますけれども、第1回策定委員会の議論を踏まえた、緑の概況及び市民意識調査の結果についての補足を説明いたしました。

【藤原会長】

ありがとうございます。ただいま緑の現況についてご説明いただきましたが、質問のある方はご発言を願います。

市民意識調査につきましてはいかがですか。グラフなどで分かりやすく書いていただきましたけれども。特に質問などございませんか。

では、これらに関しては分かりやすくなりましたので、次に移りたいと思います。

次に、議題3について、事務局からご説明をお願いいたします。

・中間見直しの課題と対応方針について①

【事務局】

資料3「中間見直しの課題と対応方針について①（計画内容に係る課題）」とあわせて現行の計画の冊子も開いていただき、対比させながらご覧ください。

緑の基本計画ということで、策定当初に様々な施策を掲げております。そちらにつきましては、冊子の59ページに記載がございます。

まず表の施策の内容について、表の左から、基本方針、施策の方向、施策ナンバー、個

別施策、進捗、問題点及び課題、課題の対応方針の順で整理しております。進捗の記号は、○が完了、□が継続、▲が未実施ということで、現時点での進捗状況を記載しています。

例として、最初の個別施策No. 21「大規模なオープンスペースの確保」について説明します。ここでは早川天神森、春日原農用地、祖師谷緑地を対象としていますが、問題点及び課題としては、緑地保全指定した緑地が維持管理されず、市民開放されていない箇所があることが挙げられます。緑地の保全を目指しておりましたが、現地整備ができていない現状があります。今後の課題の対応方針としては、緑地保全指定する緑地の適正配置を検討し、保全する緑地を選定することや、維持管理費用を負担して維持していくことが可能か勘案して検討する必要があることを検討していきます。緑地を保全していくためには当然、維持管理の費用が必要となります。別の緑地でも、管理委員会等、市民の方にもお手伝いいただけるような、組織立った管理運営の体制を構築していかなければいけないため、まだまだ課題が多いと考えております。

その他の施策についても、現時点で、進捗がうまくいっていないものについて主に記載しておりますので、課題が多々あるところではありますが、委員の皆様のご意見もいただきながら、中間見直しの時点で解決できればと考えております。

資料3に記載している課題は、課題1、課題2、課題3という3つの課題となります。これらの課題は、第1回策定委員会の際に提示した課題であり、今回さらに施策の検証として深掘りをして説明させていただきます。

まず、課題1について説明いたします。課題1は、保全・緑化の取り組みの継続でございます。市内の緑被は経年的に減少傾向にあるため、今度も継続して緑地の保全や緑化の取り組みを推進していく必要があります。平成17年度時点で33.7%だった緑被率が、この10年間で2.4%低下しております。低下が最も大きい区分は畑、つまり農用地でした。次いで、スギ・ヒノキ等の人工林や、クヌギ・コナラ等の二次林など樹林地が続きます。また、農地や樹林地の一部は草地に変化しておりました。

これらに関して、緑の保全、つまり、守っていく、減らないようにするという取り組みと、緑化の推進、つまり、緑地を増やしていこうという取り組みの大きく2つに施策が分けられますので、その観点から説明させていただきます。

まず「緑の保全」に関する施策の実施状況と課題として、3つの施策を記載しました。基本方針については、現行計画の59ページにも記載がありますが、(2)は「緑による環境負荷軽減への寄与」、(3)は「緑による野生生物の生息・生育環境の確保」、(4)は「緑

による地域の防災性の向上」といった基本方針に基づいて整理されている施策です。

施策の方向は基本方針を細分化した方向性となります。例えば、現行計画において基本方針（２）の施策の方向①は「ヒートアイランド現象の緩和」、基本方針（３）の施策の方向②は「生き物の生息環境保全」というような形で整理されております。

なお、基本方針（２）の施策の方向①No. 20「大規模なオープンスペースの確保」は、No. 21の誤りでしたので、訂正します。

同様に、保全の取り組みの中で２番目の施策、基本方針（３）の施策の方向②「生き物の生息環境保全」のNo. 32「早川天神森・春日原農用地の保全」につきましても、引き続き継続をしていきたいと考えております。こちらは、天神森や農用地について、環境・景観・防災の面から保全を図っていくという取り組みになりますが、用地の取得を市の方で行わない限り、緑地が存続されるという保証が持てないということが課題としてあります。このため、用地を取得していく場合には用地費や維持管理費を位置づけていく必要があり、市条例によって緑地保全指定を行った上で緑地保全を図ることを検討していきたいと考えております。

保全の取り組みの中で３番目の施策、基本方針（４）の施策の方向①「農地の多面的機能の保全」のNo. 33「生産緑地地区の保全」についてです。こちらは市街化区域内に点在する生産緑地地区については、農業施策と調整のもと適正な保全をしていくことを位置づけた施策でございます。これも今回継続して取り組んでいくべきであると考えております。ただし、事業者の多くが高齢化しており、今後、生産緑地指定が解除されてしまうおそれがあるということが課題と考えられます。今後は、2022年度問題に向けて、対象者への特定生産緑地の周知や意向調査を実施した上で、今後も保全ができるように努めていく必要があると考えております。

続きまして、「緑化の推進」に関する現行施策の実施状況と課題についても同様に整理しております。こちらについては、基本方針（１）「緑による快適な生活環境、自然とのふれあいの場の形成」が緑化の推進に該当します。その中でも、施策の方向性②「住宅地の緑化推進」が特に該当しており、資料に記載した個別施策が、No. 6、No. 8、No. 9です。

No. 6「緑化モデル地区事業」は、タウンセンター地区において、住宅地の緑地協定の導入や、屋上緑化・壁面緑化等の手法を検討し、市街地の緑地景観を確保するという施策でした。こちらは今後も継続して取り組む方針ですが、既成市街区域における公園や緑地の適正配置が難しいという問題点があります。また、公園緑地を配置することで維持管理

費が必要になるということからも、今後、タウンセンター地区においては、計画された公園・緑地の維持管理を行っていくことを考えております。

一方で、No. 8、No. 9の施策はこれまで未実施でした。No. 8「緑化地域制度の導入」は、緑が不足する地区に緑化地域制度の導入を検討するという施策ですが、現実的ではなかったこと、住民の同意を得ることが難しかったことから未実施でした。今後は、区画整理事業や地区計画制度による確保を進めることを検討するとともに、緑化に住民が協働できる助成制度などを位置づけていくことで取り組みを進めていければよいのでと考えております。

同じくNo. 9「地区計画制度による緑化の指定」では、新たな大規模開発において、植栽等の設置を定めることで緑地の確保を求めるということですが、設置後の維持管理や実態についての確認ができていなかったということが課題としてあります。また、開発事業者の方々の理解を得ることが難しかったことも課題として挙げられます。今後の対応方針としては、地区計画制度について事業者等の理解を得られるように必要性を説明した上で推進を図っていきたいと考えております。

続きまして、課題2でございます。こちらは緑の質の向上の観点の導入ということになります。第1回策定委員会でも説明したとおり、現行計画は、緑を増やしていこうという位置づけでつくられておりましたけれども、人口の減少傾向が見えている、あるいは財源の縮小が予想される社会情勢の変化に伴い、現行計画策定時と同じような考えの中で、今後も緑を増やしていくことは難しい状況になっていると考えております。ですので、今後は、緑を増やすことだけではなく、既存の緑の質を向上させることにも着目して、緑の機能を発揮していく必要があると考えております。このため、課題2として質の向上という観点を設けました。

今回の中間見直しにおいて特に注目する質の観点は、公園と生物多様性の2つと考えております。

質の観点①「公園の再整備」につきましては、市民意識調査の結果からも、地域別あるいは世代別にも現状の公園への不満や充実させてほしい公園についてのいろいろなご意見がございます。現在の公園の整備は画一的に行われており、それら住民の声に必ずしも応えられていないため、もう少し住民の声に応えられるような形で取り組みを進めていくことで、公園整備を通して緑の質を高めていければと考えています。

資料3の2ページに公園充足率の図面を掲載しております。これは市内の地区公園、近

隣公園、街区公園の誘致距離といわれる、歩いて行ける距離を示した図面になります。市内の大部分を既に各公園の誘致圏が網羅しており、今後これ以上公園をふやしていくのかどうかについて、目標値の設定等にも係ってきますので、検討する必要があると考えております。

続いて、質の観点②「生物多様性」についてです。生物多様性によってもたらされる機能や恵みはさまざまあります。都市に暮らす人々がそれらを継続的に受けられるようにするために、緑を通した生物多様性の確保と持続的な利用に関する施策の推進が必要となっております。特に都市において生物多様性を確保するためには、計画的に生物の生息・生育環境を創出、保全、再生、あるいはネットワークとして位置づけていくことが必要です。それらの取り組みを行わなければ、生物多様性が失われてしまう可能性が高いと考えられます。

昨今、国交省からも「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」が出されるなど、緑の基本計画においても生物多様性の観点を含めて緑の質の向上を図っていくべきだという議論がございます。このため、都市の緑地保全や緑化の推進が生物多様性の保全・創出にもつながって、緑の質の向上にもつながると考えておりますので、今回計画の中でもこのような観点を位置づけていければと考えております。

現行計画の中にも生物多様性は基本方針の一つとして位置づけてありますが、保全に関する施策が主になっております。施策について実施状況を検証した結果を表に整理しております。表の見方は、先ほどと同様です。主に3つの施策が生物多様性に関連する現行施策として挙げられます。この場合、基本方針（3）「緑による野生生物の生息・生育環境の確保」の施策の方向性①「ビオトープネットワークの形成」に関するNo. 28、No. 30、No. 31の3つの施策が関連します。

No. 28「ビオトープを念頭においた都市公園の整備」では、都市基幹公園においてビオトープを念頭において整備するという施策ですが、維持管理費用の確保が困難であるとか、整備に関する専門知識のある職員が必要になるという課題が挙げられます。このため、この取り組みは今後も継続して行う必要があると考えております。今後の対応方針としては、平成30年度より綾南地域におきましてはモデル地域として公園再整備計画を進めておりますので、その中で生物多様性の取り組みの観点を取り入れて再整備を図っていければと考えております。

No. 30「祖師谷緑地の保全」につきまして、祖師谷緑地は目久尻川沿いに位置しており、

重要なビオトープの拠点として保全を図っていくという施策でございます。この施策は現時点では未実施でした。土地所有者や周辺住民との調整がうまく進んでいないことが課題として挙げられます。今後の方針としましては、市条例によって緑地保全指定を行うこと等によって緑地の保全を図ることを検討する必要があると考えています。

No. 31「優れた環境の緑地の確保」は、長峰の森や寺尾の森など、市内に存在する優れた自然環境の緑地について、用地の取得や緑の保全・推進に関して条例指定をすることなどで保全を図っていくという施策です。今後も継続して取り組むものと考えています。これらの森などの環境は、ボランティア団体の方が維持管理をされていますが、高齢化によって存続が難しくなっているということが大きな課題として挙げられます。また、土地所有者の意向で緑地保全指定が解除されてしまった場合は、用地の取得を行わない限り存続の保証がされないということや、用地取得を行う場合はさらに用地費や維持管理費を確保しておく必要があるということが課題として考えられます。今後は、緑地保全指定する緑地の適正な配置を検討した上で、保全する緑地を選定していくことから始める必要があると考えております。

課題3について。維持管理や情報発信（担い手確保）を記載しております。管理者の方々の高齢化が大きな課題として考えられておりますので、将来的に維持管理の担い手を確保していく必要があります。特に、今後の担い手としては、高齢者の方々だけではなくて、若い人や事業者も含めた多様な主体、いろいろな方々が担っていくことが必要で、活動の裾野を広げるための取り組みが必要となると考えます。

関連する現行施策の実施状況ということで整理しております。関連する施策が多くなっておりますが、全て基本方針6「緑に対する意識の普及啓発と持続可能な環境づくり」に該当するものでございます。その中で、①「PR・情報提供の充実」と②「市民参加の促進」という、2つの大きな施策の方向性があります。

現時点で未実施であった施策に限定して説明しますと、まずNo. 47「グリーンバンク制度の実施による樹木の有効利用」は、グリーンバンク制度の導入を検討するという取り組みでしたが、現在の問題点としては、寄贈された樹木の管理に土地や管理者が必要であるということ、植樹する場所を決めるために実施計画をあらかじめ立てる必要があるということが課題となっており、未実施のまま終わっております。今後は、植樹場所の計画や制度内容の構築を行って、この取り組みが進められるようにしていく必要があると考えております。

No. 49 「緑化手法や緑の管理方法に関する緑化ガイドマニュアルの作成」について、市民が自ら緑化を行うのに必要となる手法や管理方法の解説、緑に関する情報を整備したマニュアルを作成するという施策でございました。これも現時点では未実施に終わっております。その理由としては、緑化の手法や管理手法などに関する専門的な知識が必要になっているということや、緑化に関する情報や制度がまとまって整理されていないことが課題として挙げられます。今後は、緑化手法や管理方法についての情報を収集し、制度をまとめていくことで、この取り組みを推進していく必要があると考えております。

No. 52 「緑のボランティア制度やグリーンモニター制度の検討」については、市民が積極的に緑を育て、身近なものと感じられるようなボランティア制度をつくることを検討する、あるいは市民による身近な植物や大木の分布地図づくり等のグリーンモニター制度を検討するという施策ですが、現在、緑地愛護会及び公園愛護会の会員の方々の高齢化が進み、新規に会員が入ってこないことや、会員数が減少傾向にあるという中で、新たにこれらの取り組みに従事していただけるボランティアの方を確保・構築していくことが難しいという状況がございました。今後は、他市でいろいろな先行事例がございますので、ボランティアやグリーンモニター制度についてうまく機能させていくための情報収集を行い、それらも踏まえた上で取り組みの方向性を検討していく必要があると考えております。

以上、課題1から課題3についての問題点、検証の結果と、今後の対応方針について説明いたしました。

【藤原会長】

この中間見直しの課題については、皆さんぜひ討議していただきたいです。資料3の1つ目の「緑の保全」に関する現行施策の実施状況と課題については、3つあります。

「緑の保全」に関する現行施策の実施状況と課題については、問題ないでしょうか。ご質問あるいはご意見がありましたらお願いいたします。

【笠間委員】

用地費とか維持管理費の確保が難しいという課題があって、市条例によって緑地保全指定をするとの説明ですが、指定することによって費用を確保できるという理解でよいですか。

【事務局】

現時点では、用地費等を確保するために条例で指定するというのは難しいと考えております。まずは、緑地を保全する、保全する緑地を確保するために市条例等で制限をかけて

いく。その中で、協定等で費用を少しずつ捻出しながら、最終的には用地を確保するとい
うところに結びつけばよいと考えています。このため、条例制定によって用地費が確保で
きるかという、そこまでの担保を持った条例制定は難しいと思います。

【笠間委員】

そうすると、通常の行為制限だとかそういうものを目指すという理解でよいでしょうか。

【事務局】

現時点ではそういうことです。

【藤原会長】

よろしいでしょうか。他にいかがですか。ご意見ないようでしたら、次の「緑化の推進」
に関する現行施策の実施状況と課題についてはいかがですか。

1つ私の方からよろしいですか。緑化地域制度の導入に関する対応方針としては、緑化
を課す制度ではなくて、緑化に協働で住民が取り組める助成制度を検討するということ
ですが、どのような制度が考えられますか。

【事務局】

最終的には助成制度というような検討になりますが、市が緑地を確保したいからという
動機では難しいと考えており、市民の方々にとって日常の中での緑化や緑地確保につな
がる動き、例えば庭いじりであったりガーデニングであったり、そういったところも含めて
市が市民のお手伝いをできないかなというところで検討しています。

現時点では、具体的には定まっていないのですが、公園に花の苗を配布して植えていた
だとか、そのような内容を検討しています。現在、公共施設や公共空間では補助ができて
いますが、個人宅まではできていないのが現状です。そういったことも含めて検討して
いけば、緑化の輪が広がっていくのではないかということ念頭に置いて検討しておりま
す。

【藤原会長】

市には、花の苗や樹木の苗が整備されているのですか。

【事務局】

現時点では整備まではされておられません。

【藤原会長】

分かりました。グリーンバンク制度のようなことを、これからやりたいのだと理解しま
した。

【事務局】

そうですね。花の苗の提供は一時的なので、できれば樹木のように長期間、確保できる緑を提供できるよう検討できればと思っています。しかし、個人宅となるとスペースも限られておりますので、踏み込んだ取り組みができていない状況ではあります。

【藤原会長】

そのあたりの調整が必要になりますね。

【事務局】

はい。

【藤原会長】

市がある程度の苗木を確保しておくなど、担保になるものがないと市民も何をしたいか分からないと思います。

【事務局】

市の花がバラ、市の木がヤマモミジなのですが、おそらく市民の皆さんにまだ普及していないと思うので力を入れて発信できればと考えています。

【鈴木（牧）委員】

私の出身の秦野市では、何かの折に市の木であるサザンカが市民に配られたことがありました。そういう取り組みがあればいいなと思いました。

【藤原会長】

よいですね。市の催し物、あるいは、公園まつりなど公園の催し物などで、そのように記念になるものが配られると、緑が増えていきますね。やはり、グリーンバンクのような制度を考えるとよいかもしれません。その取り組みが緑化の推進につながればよいですね。

【中村委員】

バラやヤマモミジに限らず、他の苗もあつたらよいと思います。

【藤原会長】

よいですね。できれば5種類ぐらいを選定しておく、配りがいがあるのではないのでしょうか。また、配る樹種も市民に募集してはいかがでしょうか。貴重なご意見ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。緑化の推進に関しては、グリーンバンクのような制度を検討すること、催事時に皆さんに配っていただく、あるいはボランティアの方々が植えたいタイミングで、いろいろな形で植えていっていただくという形でお願いしたいと思います。

次の「質の向上の観点の導入」ですが、これは2つありますね。公園の再整備は、どう
いうことで質の向上につながるのですか。

【事務局】

公園には様々な機能がありますが、現在の画一的な公園整備では、十分に機能が発揮さ
れていない現状がございます。公園の整備を通じた緑の機能の発揮につなげるため、例え
ば、生物多様性に富んだ公園、レクリエーションに特化した公園、景観に資する公園とい
った形で、それぞれの公園の特徴を活かした機能を重点的に伸ばすことで、どこも同じ公
園というのではなく、公園ごとの個性を明確に位置づけることができ、市内全域での緑の
質の向上につながると考えています。

【藤原会長】

公園ごとに機能の特徴づけて、公園ごとに計画をしていくという意味なのですね。それ
がまた質の観点の2つ目の生物多様性にもつながっていくということですね。

【事務局】

そのようになります。

【藤原会長】

機能と生物の多様性ということについていかがでしょうか。生物の多様性と、それから、
質の向上、機能を特化していくという再整備です。

例えば質の観点②の生物多様性でのNo. 28「ビオトープを念頭においた都市公園の整備」
では、平成30年度より綾南地域をモデル地域として公園再整備計画を進めていくと資料に
記載されていますが、これはもう進めていらっしゃるのですか。

【事務局】

綾南地域については、大きな公園から小さな公園まで様々な公園がありますが、どこの
公園も同じような遊具が設置されていたりしています。その中でワークショップを開催し
まして、皆さんの意見を聞きながら、地域に特化した公園をつくっていきたいというこ
とで、今、綾南地域についてはモデル地域として進めているという状況になります。

【藤原会長】

どのぐらい進んだのでしょうか。

【事務局】

まだ皆さんのご意見をいただいている状況で、いただいたご意見をまとめて、どのよ
うな形で進めていくかについて、今後またワークショップを開催する予定で進めております。

【藤原会長】

ワークショップはもう開かれたのですか。

【事務局】

はい。追加の説明になりますが、ワークショップの中で得られた意見をもとに、例えば花に特化した公園、例えば防災に特化した公園、など、個々の公園の持つ機能を分散させて再整備していくということを念頭に検討しております。

なお、ビオトープについては綾南地域に位置付けられるかという懸念もあります。綾南地域の公園はどうしても市街地・住宅地の中にある公園が多いです。市全体でみると、山や、調整池機能を持っているような公園もございますので、それらの機能を、いかにビオトープの公園として活かしていくかを、市全体として、場所ごとに検討していきたいと考えております。

【藤原会長】

ありがとうございます。ビオトープというのは、生物が生息するところですから、ある程度茂みがあるところとかでしょうか。

【事務局】

そうですね。場所によって違っていると思います。

【藤原会長】

草地があっても、それはビオトープになります。それから、近くに丘陵地があるのであれば、その丘陵地から並木を伝わって鳥がやって来られるように、そういうことを考えるとよいでしょう。

【事務局】

そうですね、はい。

【中村委員】

私は3年前に綾南公園で親子スケッチ会を開いたことがあります。10組ぐらいしか参加していただきませんでしたけれども、綾南公園はすぐ近くに森があるし、木立もあり、大好きな場所です。だから、あまり花だけ、遊具だけ、などと、何かの機能に特化させないでほしいと思っています。

【藤原会長】

そうですね。ビオトープの場合はいろいろな緑の形態があったほうがいいです。花も必要ですし。花に昆虫が集まります。それから、木立だったら鳥が集まります。さらに藪に

なっているところも、鳥と昆虫類はすみかをつくりますので、いろいろなタイプの緑が集まっていたほうがよいですね。加えて、水辺があると、ますます集まります。

【中村委員】

綾南公園には滝のような水辺があります。また、中央に川も流れています。あまり手入れされていない感じが良いと思います。ウグイスがよく鳴いています。

【藤原会長】

よいところですね。もう既にビオトープになっていますね。

【中村委員】

そうですね。うちからは遠くて、しょっちゅう行けるところではないのですが、あの公園が大好きです。

【藤原会長】

市民の皆さんが公園の良さを理解してくださっていますね。そういう点をアピールしていただくと、再整備だけではなく、それが市の売りになるのではないのでしょうか。ぜひ、今ある公園の良さもアピールしてください。それがビオトープ形成にもつながっていきます。

【宮崎委員】

綾南地区の公園再整備について、どのぐらいの期間で完成する予定でしょうか。

【事務局】

公園再整備を進めることとした発端は、老朽化した公園施設の更新を行う際に、どのような公園に市民が行きたいと思うかを考えたことです。そのため、最終的にどのような公園にするのかを思い描いてから、整備や改修の計画を検討することが公園再整備の基本となっております。

このため、検討から完了まで、他の計画と比べて少し長い期間を要する見込みです。綾南地域だけでも20箇所～30箇所近い公園があって、それぞれの公園の中には、複数の遊具があって、毎年多くを直せない状況もあるので、毎年複数個の遊具を新しくしていこうといったときに、そのサイクルを何年単位で実施するかということの計画が、現時点では難しい状況ではあります。

このため、結果的には、それぐらいの公園数だと10年や20年はかかるのではないかと考えています。まずは、どのような形で公園を整備するかを計画して、その計画ができた後に、まず一回、モデル公園を設定して、モデル公園内の施設を全て改修することを早い

時期にやりたいと考えております。ただし、それが1年後なのか、5年後なのか、10年後なのかは、まだ定まっていない状況です。

去年、地元でワークショップを開催して住民の方々のお話を伺いました。ワークショップだと親御さんや高齢の方も出席していただけるのですが、どちらかというと、遊具よりも防災や緑などに着目する方が多い状況でした。

このため、今度は、現地で遊んでいる子どもたちの声を聞いてみようと考えています。市で多少把握している中では、遊んでいて怒られたとか、あまり自由に遊べないとか、そういう声も聞こえてきておりますので、ワークショップでの大人の意見と、現地での子どもの意見を合わせて、来年度に公園再整備の計画を固めていく方針でおります。

再整備計画が固まることで、モデル公園の計画もでき上がるので、その公園工事は何らかの形で、翌年度なり近い時期に実施して、再整備計画を立てたことによって公園がこのようにでき上がりましたよと、早い段階でお見せできればと考えております。

【宮崎委員】

何年か前にアンケートに回答したのですが、実際にいつ頃に意見が反映されるのが分かりませんでした。アンケートなどで意見を述べても、反映されるまでの間に子どもが大きくなってしまふから意味がない、という声も聞いたことがあります。ある程度、明確に、市民に分かるような形で計画の進捗を教えていただければ、ちゃんと進んでいるのだという事が分かると思いました。

【事務局】

アンケートなどでいろいろとお手伝いいただきながら、計画が形になるのがいつか分からなければ、協力のトーンが下がってしまうということですね。分かりました。ありがとうございます。

【藤原会長】

参考にしてください。

【林委員】

綾瀬市の森をずっと散歩していると、いろいろな森がありますが、古い木が自然のままに残っていて、小鳥たちが遊ぶような森がいっぱいあります。そのままの自然の姿に我々は安らぎを求めて集まってくると思うのですが、そういう昔の古い木がそのまま保全できたらいいなと思います。

ただし、地主さんや所有者さんのいる民有の土地もあり、市の土地もありますので、所

有者と市との連絡が適切にとれているのかが気になります。

【藤原会長】

古木や大樹を指定する教育委員会の天然記念物部会はないのでしょうか。各市にはありますよね。

【事務局】

委員のご発言にあった樹林においては、名木などの指定はありません。また、老木を維持していくことは難しいと考えております。

木については、古木の保全と並行して新しい木を植えながら循環する森のかたちを整えていくのがベストでないかと考えております。

【林委員】

現状では、ずっと古い木のままで新しい木が増やされていないから、古くなったら木が全部なくなってだんだん森の活気がなくなってくるような印象を受けています。

【藤原会長】

神奈川県でも指定木というのはたくさんありますけれども、やはりある年代を経ていると歴史を刻んでいる。そういう意味で綾瀬市にもそういうものがあるのであれば、公園と一緒に指定させていただいて。それ自体もビオトープの一環になります。古い木というのは、中が空洞になりますと、そこでいろいろな虫がいるために、キツツキ類、アカゲラやコゲラなどが集まってきますし、そういうものが1つの目安にもなります。

もし教育委員会でそういうことをされていなかったら、みどり公園課で、個人宅と公園の樹木指定をされるとよいのではないかと思います。

【事務局】

個人宅では、年数が経った樹木について指定させていただいております。樹木の維持管理は個人宅にお願いしますが、若干、市でも費用を負担しています。名木については、所有者にお願いして指定をさせていただいて、管理をしていただいて、何かあった場合は写真を撮らせていただくなどの対応をしております。ただし、樹林については、そのような対応は行っていない状況です。

【藤原会長】

樹林でも、ぜひ指定を検討いただければと思います。

【矢板委員】

個人宅の保存樹林や保存樹木の指定について、指定状況一覧のような資料は公表されて

いるのでしょうか。市民が指定木をめぐるような資料はあるのでしょうか。個人宅については勝手に入れないので、指定木を外から見るだけです。

【事務局】

みどり公園課のホームページには掲載しておりませんが、市の歴史などを取りまとめている書籍の中に、一部、記載されている可能性はあります。公園の樹林も含めて、そのような場所をめぐるようになるとよい、というご意見だと理解しました。

【藤原会長】

いいですね。ぜひ公園の再整備と一緒に整理してください。横浜市もありますし、茅ヶ崎や藤沢など他都市にもあります。横浜市は屋敷林という形で指定しようとしていましたね。ぜひ公にさせていただくとよいと思います。ビオトープをめぐるコースにもなると思います。

【事務局】

補足ですが、現行緑の基本計画の16ページと17ページに、今のおっしゃられた保全林の位置は掲載しております。これに加えて、PRの必要性があるものについては、計画にも記載していかなければいけないと思っています。

【藤原会長】

ありがとうございます。ぜひお願いいたします。

【鈴木（牧）委員】

綾瀬市のホームページに公園という項目がありますが、これはどのぐらいの規模の公園まで掲載しているのでしょうか。当然、光綾公園や綾南公園などの規模の大きな公園は掲載されていると思いますが、小さな公園はどこまで記載されているのですか。市内に住んでいながら、市内の公園を全然知らないのです。子どもたちが公園名を言っても、分からないことがあります。もうちょっと小さな公園まで、場所や住所だけでも掲載していただけるといいかなと思います。下の子がまだ小さいので、例えば公園に連れていく場合にも、家の近くの公園だったら知っているのですが、何かの用事のついでにちょっと遊ばせたいなというときに情報があればよいなと思いました。

【事務局】

現時点では、詳細が掲載されている公園は規模の大きな公園だけになります。規模の小さな公園は一覧表でしか掲載しておりません。あるいは、グーグルマップ上に住所や遊具の有無、水飲み場の有無、程度のちょっとした情報は掲載していますが、写真付きで一つ

一つの公園が一目瞭然でわかるようにはなっておりません。今後、情報が増やせるとよいと考えています。

【鈴木（定）委員】

私は、公園も含めて市内の緑を増やすことには賛成です。この場に来てらっしゃる方も、このようなことが好きな人が集まっているから、緑を増やす方向で議論が進んでいます。

一方で、自治会長の立場から言わせていただくと、苦情を述べられる住民の方もいらっしゃいます。

また、昨今の風水害や災害を考えてみても、古い木は、周りに民家がある場合に非常に危険です。例えば、中村公園にも、サワラかスギの木が3本あり、整備するときに残しておいたのですが、周りに民家があって子どもたちも遊んでいる状況で、そのうちの2本が倒れてしまった。

だから、緑に関する取り組みに賛成する人もいれば、反対するという人もいるのです。そういうことも頭に入れて討議をしていただきたいというのが私の意見です。

【藤原会長】

今回の台風による樹木の倒木被害は、スギが非常に多かったようです。自然木で倒れたものはほとんどありませんでした。私も台風後に鎌倉の広町公園を歩いたところ、やはりスギが倒れて散策禁止になっていました。千葉県で停電が起きたのも、スギが倒れたからという話がありました。スギやヒノキのような植林した針葉樹や、老木のコナラ類は倒れることがあります。災害と公園整備というのは別の立場から考えておく必要があります。

針葉樹は経済木としてはよいかもしれませんが、ビオトープとしてはあまり意味はなしません。針葉樹にあまり鳥は来ないのです。広葉樹のほうが鳥も来やすいです。落葉樹であれば、実がついてそれを鳥が食べますし、常緑樹であれば、そこに巣をつくります。それから、低木も実をつけるものに対して鳥がやって来ますし、昆虫類もついでにやって来る。

そういう意味で、公園や街路樹は公共の施設ですから、整備なさるときには、危険性のある樹木を、みどり公園課は必ず確認しておいていただければと思います。

その上で、ぜひビオトープなどの新しい機能を位置づけていただきたい。安全・安心の確保と質の向上の2つを同時にやっていただきたいです。

この策定委員会の場合では、各委員の皆さんから、こうしてほしいというご意見をおっしゃっていただいて、また、今のように、危ないものは危ないとおっしゃっていただいて、

両方を事務局でとりまとめていただけたらと思います。

【事務局】

今までは、緑地や緑を守るというひとくくりの中で対応していた面がありますが、今のお話のように、針葉樹であったり、落葉樹であったり、実がなる木であったりと、樹種ひとつとっても違いがあるため、緑地や緑を守るという中でも、いろいろな説明ができると思います。例えば、針葉樹なので風水害のときに被害のおそれがありますから伐採しましたが、そのかわりに、別の落葉樹を植えます、という対応であったり、倒れづらかったり大きく成長しにくい樹木を植えたりするなど、これまでよりも具体的な理由づけを伴った計画を市民の皆様にご提示しながら、取り組みを分かりやすくしていければよいのかなと思われました。

先ほどの古木や老木も保全すべきという意見と、倒れたらどうするんだという意見もありましたので、倒れないように補強する取り組みなども、優先順位をつけて取り組んでいければと思います。

様々なお考えをお持ちの方がおられると思うので、賛成・反対の意見もある中で、双方に説明ができるような形で整理ができればよいと考えております。

【藤原会長】

よろしく願いいたします。

【鈴木（定）委員】

公園の件ですが、私どもが住んでいる地域では、開発でいろいろな公園ができており、役所の方と一緒に検討してきました。

新しく引っ越して来た方は、公園をつくってくれと言うのです。私も公園をつくることは大賛成です。しかし、少子高齢化で子どもが少ないのに、自分の子どもが公園で遊びたいときだけ子どもが遊べる公園が欲しいという人が多い。自治会としては、子どもだけではなくて、高齢者の方向けの日よけや座る椅子、食事ができるテーブルも必要だと考えるのですが、子ども向けの公園をつくってくれと言った若い奥さん方は子どものことしか考えていなくて、自分の子どもが大きくなると公園の管理やボランティアにも参加しない。公園をつくることはよいことですが、管理が役所頼みになってしまうことが問題だと思います。

我々もソメイヨシノだけじゃなくて、寒桜とかを一生懸命植えて、花もすごくきれいにしています。本当だったら、子どもたちも取って食べるように、ミカンなんかも植えてい

いと思っています。自治会はいろいろな方から意見を聞いて、話し合いに乗りながら公園整備の取り組みを行っています。

また、私どもの地域には、ドリームプレイウッズがあって、自由に遊べる非常によい公園だと思っているのですが、そばに民家があるので、反対の意見を持っている人もいます。

賛成の人も住民だし、反対も人も住民だから、なかなか大変ですが、やはり、公園をつくってくれと頼んだ人は、最低でも10年ぐらいはボランティアとして協力するような組織にしていかないと、公園が作りっぱなしになってしまう。そして、最終的には、みんな役所に苦情を言うのです。だから、公園をつくったら、みんなで管理していける組織にしていけないといけない。70代、80代の人にやってくれといっても、元気なお年寄りはいませんが、ほとんどがそうではないので。

長年、自治会をやっていると、苦情のほうは圧倒的に多いです。市の人は言いづらいと思うので代弁させてもらいますが、皆さんももっとちゃんとした団体をつくって活動していただきたいと思います。

【藤原会長】

皆さんが管理について考えてくださいという意味で、よい意見です。

よろしいでしょうか。もう一つ、維持管理や情報発信が残っていますので、これについていかがでしょうか。グリーンバンク制度や、ボランティア、グリーンモニターなどについて。

【笠間委員】

質の向上に関連して1点だけ確認したいのですが、現状の公園はおおよそ充足していると記載がある一方で、方向性として、これ以上は公園の量を増やすことは困難であるという立ち位置になっているのですが、市としては面積的にはもう十分だという認識があって、質を変えようと思っているのでしょうか。

【事務局】

1人あたりの公園整備面積が7.65m²/人であり神奈川県の前年値を上回っていることから、面積として十分であり、概ね充足しているという見解です。

一方で、現行計画では、さらにこの倍以上公園を増やさなければいけないという目標が設定されています。今後、公園を今以上に増やすことが難しい状況や、今後は人口が減少していくという状況の中では、現行計画に位置づけている目標値よりも整備量を少なくても、現行計画の1人あたりの公園整備面積の目標値は達成していくのではないかと考えてい

ます。これらを総合的に考えた上で、質の向上にシフトしてはどうかという考えです。

【笠間委員】

面積的にはもう足りているということですか。

【事務局】

現行計画は公園をどんどん作っていきこうという内容ですが、今ある公園については底地が確保できていることから、人口減少も見据えた中では、これ以上は公園を増やさずに、公園ごとの整備内容を差別化していくことで対応したいと考えております。

【笠間委員】

今の説明について、筋道立てて分かるように記載をお願いします。

【藤原会長】

最後のグリーンバンク制度やボランティア制度などについてご意見いかがですか。

現状では未実施になっていますが、グリーンバンク制度については、場所などは決めていらっしゃるのですか。

【事務局】

グリーンバンクについては、木をストックすることになりますので、大きな場所がなければならず、現時点で決まった場所はありません。

【藤原会長】

横浜市さんも同じようなことをやられて、場所が足りなくなったということをお聞きしています。場所は考えていかないと足りなくなりますね。

また、ボランティアやグリーンモニター制度についても、うまく機能させるように情報を整理してください。

では、時間の都合もございますので、中間見直しの課題と対応方針②の説明に移りたいと思います。お願いします。

・議題3 中間見直しの課題と対応方針について②

【事務局】

議題3について、資料4を用いて説明させていただきます。

課題4について、公園についての目標値が妥当かというところで、第1回策定委員会と本日の委員会でも触れさせていただきましたが、目標値の現状について説明させていただきます。

課題5は、施策の進捗確認や進捗管理についてもう少し明確に記載してはどうかという内容になります。

課題6は、現行計画では、緑地を守るということであったり、生物多様性ということであったり、レクリエーションであったりと、いろいろな言葉を使いながらとりまとめているのですが、少し計画が分かりづらい部分もあるのと考えておりまして、中間見直しを進めていく中で、計画書の構成を少し改善していくことも検討しております。

今回の委員会、それから次回の委員会において、少しずつこの冊子がどのように改善していくのかを、並行して検討していきます。

資料4に記載しておりますのが、課題4から課題6となります。こちらも第1回策定委員会で提示した課題に即して整理しております。

本日のご意見等も踏まえて次回以降の委員会で更に詳しい内容をご提示させていただくものもございますが、説明させていただきます。

課題4は、計画の目標水準、特に公園面積に関する内容です。都市公園の計画目標を表4-1に記載させていただきました。こちらが現行計画の33、34ページに記載されている数値に対して、整備実績ということで平成28年時点の数値を反映したものでございます。図4-1に整備目標面積をヘクタールとして記載しておりますけれども、平成21年時点で34.8ヘクタールだったものが、平成28年時点で66.59ヘクタールまで整備が進んでおります。将来的には平成42年に126.3ヘクタールの公園を整備するというのが現行計画において位置づけられている目標値となっております。

このように右肩上がりの公園面積の整備ということで進んでおります。これが、補足資料と現行計画33ページ、34ページをご覧ください。現行計画を策定した段階では、市の当時の人口推計に基づいた数値を設定しておりました。

策定当時は、人口が増加していくという前提のもとで目標数値を設定しておりましたが、この10年間で人口推計も変わってまいりまして、およそ現時点を境に今後は人口が減少していくと推測されています。参考資料の表1が、現行計画に記載してある人口と1人当たりの公園面積の目標値になります。平成21年時点で82,500人だった人口が、目標年次の平成42年には87,000人まで増加するという前提にもとづくもので、目標年次の都市公園の整備面積を126.31ヘクタールと設定した際に、1人当たりの公園面積は14.52m²/人を達成するものとして計画に位置づけておりました。

表2あるいは表3をご覧ください。人口の実績値と現時点での推測値を当てはめてみま

した。平成21年の人口の実績値は82,548人で、平成28年が84,543人でした。目標年次の平成42年の人口は81,523人に減少すると推測されています。このため、都市公園の整備目標面積を現行計画と同じ、平成42年時点で126.31ヘクタールに位置づけたままにする、1人当たりの公園面積は最終的に15.49m²/人となり、現行計画の目標値を上回ることになりません。

一方で、表3に記載したとおり、1人当たりの公園面積の目標値を現行計画と同じ14.52m²/人のまま据え置いた場合、平成42年時点で整備すべき都市公園の整備面積が118.37ヘクタールにとどまることとなります。

なお、これら1人あたり公園面積の値が、現時点での国における1人当たりの公園整備面積である10m²/人と比較してもかなり高めの目標設定をしております。このため、この目標数値の設定について、今回の中間見直しの中で議論していてもよいのではないかと考えております。

続きまして、課題5で、施策の評価基準や進行管理についてです。現行計画の中にも63ページ以降に個別施策が記載されており、施策とその取り組みの内容の説明が記載されておりますが、進行状況を検証するに当たっては、書き振りが漠然としております。

このため、見直しの案として、もう少し具体的な記載してはどうかと考えております。例えば例1として示した綾瀬スポーツ公園の整備につきましても、現計画では「運動公園としてスポーツ公園の整備を進めます」という記載だけにとどまっておりますが、見直しの案としては、実施主体を記載すること、検証の際の目標や指標を設定することが挙げられます。信仰管理の際には、それら指標と進捗を比較することが考えられます。例えば何年度までに整備を完了します、何ヘクタール整備しますといった値を、可能なものについては定量的に設定し、そうでないものについては、定性的に設定してはどうかと考えております。

また、庁内の担当部署についても記載しておくことで、進行管理の際に有効と考えております。

今回お示したものは例ですが、これを今後、施策の内容の検討と併せて具体的な検討を行います。

課題6の計画の構成についてです。現在の計画の中では複数の箇所に同じような記載が分散している状況がございます。これは当時、緑の基本計画のマニュアルに則って策定された経緯等があるためですが、昨今、わかりやすい計画にするという観点から、マニユア

ルに準じない独自の構成を採用している自治体もございます。

例えば、現行計画では、第1章「緑のもつ役割・機能と本市の現状整理」と、第4章「緑地の配置方針」がありますが、同じような内容の記載がございます。それを、例えば新たな計画の中では、第2章「基本方針」の中に一本化して整理をしてはどうかと考えています。

さらに、現行計画の中で第4章には個別施策レベルのかなり細かい記載もあるため、それは第5章と第6章に位置づけて整理していけないかと考えております。

また、第7章は重点計画として特に重点的に推進していくものを別の章立てにして、主に公園再整備計画を位置づけて記載したいと考えております。

【藤原会長】

ただいま中間見直しの課題と対応について説明がありましたが、質問がある方、いかがですか。

【中村委員】

スマートインターチェンジができる予定ですが、それに伴って人口が増えるということはないのでしょうか。

【事務局】

先ほどお配りした参考資料の人口値は、現在、本計画の上位計画である総合計画で検討している参考値となります。おおむね令和2年、来年あたりをピークにその後、人口は下降していくと考えているようです。なので、現状、参考値としてこちらの数値を入れています。

スマートインターの開通によって、綾瀬から外に出ていく方は一定数抑えられると考えていますが、新たに入ってくる人の数はそこまで大きな増加はなく、人口の減少と増加で比べると減少の方が少し多いということかと思えます。人口推計の考え方については、庁内で確認した上で、次回の委員会で説明できればと思います。

【藤原会長】

人口は市の政策もかかわってきますね。平塚市みたいに、お母さん方が子どもを育てやすい施策にするということで、保育園をいっぱいつくるとかそういう施策をしていくことで皆さん流れ込んできますけれども、ほかの市ではあまりそこまでは考えていません。綾瀬市には駅がありませんので、インターだけではまだ難しいとは思っています。次回説明をお願いします。

【中村委員】

道の駅をつくるというようなことをお聞きしているのですが、関係はないでしょうか。

【事務局】

道の駅は、市役所の北側を予定地として検討しております。インター開通も踏まえた中で、道の駅などの施設的なものを計画して進めているという状況です。

【藤原会長】

ぜひユニークで、たくさんお客さんが来られるような施設をつくってください。

【事務局】

やはりインターが開通すれば、人の出入りもありますし、道の駅ができれば核となり、起爆剤としての集客できるのではないかと思います。

【藤原会長】

課題5の評価基準・進行管理のところですが、例を3つ出されているのですが、最後のところにぜひ進行状態というのをに入れていただいて、何%ぐらい進行しているのか、進行中であるとか、あるいは終了したのか、など、対応の状況をぜひ入れていただければと思います。

【事務局】

分かりました。

【宮崎委員】

例1のスポーツ公園の整備の見直し案で「スポーツ公園の整備を進めます」と書いてあるのですが、一見しただけでは、現状の何がだめで、どこを整備しなければいけないのかがわからないので、できれば、何をどのように整備をするのかがわかる書き振りにしていただけると理解しやすいです。

【事務局】

施策の内容によって異なると思いますが、言葉を肉づけしながら、もう少し具体的な記載になるように努めます。

【藤原会長】

これについてまだ次回も討議するのですか。

【事務局】

こちらについては、今回は一例として示しています。現行計画では、1文で記載されている内容を、実施主体であったり、目標であったりというところを加えていきながら、具

体的な形にしていきます。骨子の形で提示できるように、次回策定委員会またはその次に説明させていただければと思います。

会長から、進捗率等の記載を加える、というお話がありました。また、宮崎委員から、施策の書き振りをより具体的に、というようなお話がありましたので、ご意見を踏まえて記載させていただくようにします。ありがとうございます。

【藤原会長】

ほかによろしいでしょうか。

【矢板委員】

1つ意見と1つ質問なのですが、まずは質問で、課題6の計画の構成案についてお伺いしたいのですが、都市公園の整備方針のところは特に点線が引かれていないのですが、第7章のほうに行くのかなというところを確認したいです。

それからもう一つ、同じ課題6なのですが、意見です。現行計画の構成で、第1章「緑のもつ役割・機能と本市の現状整理」に対応する内容として割とシンプルな見直し方針が記載されていますが、シンプルになり過ぎてはいないかと懸念しています。市民の方が見た際に、現行計画の「地域固有の風景・景観、歴史・風土・文化の形成」というのは割と情動的にわかりやすいかなと思いましたが、見直し案の「景観形成」と言われたときに、一般市民の方がごらんになって、言葉の背景を捉えられないのではないかと思います。シンプルで、行政としてはすごく分かりやすい表現ではありますが、市民の方向けとしてはどうかと感じました。

【事務局】

都市公園の整備方針につきましては、第2章の基本方針に記載するとともに、さらに細かい個別具体的内容については、第5章、第6章に記載する方向で考えています。公園再整備につきましては、第7章で記載します。

また、ご指摘の文章の表現は検討中でありまして、書き増す可能性もございます。一旦こういった項目・要素で整理していくということでご理解いただければと思います。表現については、もう少し分かりやすく、市民の方も理解していただけるよう検討していきたいと考えています。

【藤原会長】

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

ほかにはいかがですか。では、次回、またその次の回でも、これのさらに詳しくされたの

を資料として出していただけるので、そこで検討ということによろしいですか。ありがとうございます。

そうしますと、あと、委員の皆様におかれましては本日の配布の資料をあらためてご一読いただいて、情報収集などしていただけますようお願いしたいと思います。では、議題3「その他」について事務局からお願いします。

【事務局】

次回、第3回策定委員会の開催についてです。皆様お忙しい中、恐縮ではございますが、第3回綾瀬市緑の基本計画策定委員会を令和2年3月の開催を予定しています。時間帯については、本日と同様に午前中の開催を予定しております。詳細につきまして日程が決まりましたらあらためて通知させていただきますので、よろしく願いいたします。

【藤原会長】

以上で、本日の本委員会の次第は終了いたしました。

それでは、第2回綾瀬市緑の基本計画策定委員会を閉会いたします。皆様、ご協力ありがとうございました。

以 上

議事録署名委員

⑩

⑩

⑩